

平成22年11月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成22年11月25日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成22年11月25日(木)

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙
- 第5 一般質問
- 第6 認定第1号 平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第7 認定第2号 平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第8 議案第8号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第9 議案第9号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第10 議案第10号 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第11 議案第11号 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第12 議案第12号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第13 議案第13号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第14 議案第14号 平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第15 議案第15号 平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)の専決処分に関し承認を求めることについて

- 第16 議案第16号 平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第17 議案第17号 平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1
号）
- 第18 議案第18号 平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
補正予算（第2号）
- 第19 議案第19号 岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求める
ことについて

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員（30名）

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1番 濱 欠 明 宏 君 | 2番 佐 藤 正 倫 君 |
| 3番 中 村 勝 吉 君 | 4番 佐 藤 ケイ子 君 |
| 5番 古 舘 章 秀 君 | 7番 工 藤 由 春 君 |
| 8番 遠 藤 公 雄 君 | 9番 中 上 一 登 君 |
| 12番 浅 沼 幸 雄 君 | 13番 伊 藤 明 彦 君 |
| 14番 秋 元 厚 子 君 | 15番 平 子 忠 雄 君 |
| 16番 中 崎 和 久 君 | 17番 田 中 義 一 君 |
| 19番 牧 野 茂 太 郎 君 | 20番 内 田 和 良 君 |
| 21番 水 野 英 哉 君 | 22番 野 崎 重 太 君 |
| 23番 早 坂 信 一 君 | 24番 川 原 清 君 |
| 25番 粒 来 富 雄 君 | 26番 田 村 繁 幸 君 |
| 27番 早 川 久 衛 君 | 28番 千 田 力 君 |
| 30番 畠 山 直 人 君 | 31番 武 田 平 八 君 |

32番 吉田 秀一 君

34番 畠山 博 君

欠席議員（5名）

6番 平田 武 君

11番 伊藤 彬 君

29番 山崎 幸男 君

33番 佐藤 孝悟 君

35番 上机 莞治 君

10番 山本 賢一 君

18番 岩部 茂 君

説明のため出席した者

広域連合長 谷藤 裕明 君

事務局長 川口 展世 君

総務課長 佐藤 郁夫 君

会計管理者兼
会計室長 浅沼 和明 君

副広域連合長 稲葉 暉 君

代表監査委員 浅沼 信一 君

業務課長 及川 重彦 君

職務のため出席した者

議会書記長 佐藤 郁夫 君

議会書記 岩間 裕美 君

議会書記 藤原 佳奈子 君

開会 午後 2時00分

開会及び開議の宣告

副議長（中崎和久君） これより平成22年11月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

本日の出席議員は30名であります。欠席の通告は平田武君、山本賢一君、伊藤彬君、岩部

茂君、山崎幸男君、以上5名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

副議長（中崎和久君） 最初に諸般の報告をします。

監査委員から例月出納検査の結果報告9件があります。お手元に資料を配付しておりますのでご了承願います。

議席の指定

副議長（中崎和久君） これより本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

新たに広域連合議会議員に7名の方がご当選されましたことに伴い、議席を副議長において指定します。

その議席番号及び指名を職員に朗読させます。

佐藤書記長。

議会書記長（佐藤郁夫君） 議席番号3番中村勝吉議員、5番古館章秀議員、7番工藤由春議員、8番遠藤公雄議員、12番浅沼幸雄議員、20番内田和良議員、23番早坂信一議員、以上であります。

会議録署名議員の指名

副議長（中崎和久君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、副議長において、5番 古館章秀君、7番 工藤由春君の2名を指名

します。

会期の決定

副議長（中崎和久君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

副議長（中崎和久君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙

副議長（中崎和久君） 日程第4、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

副議長（中崎和久君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法は、副議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

副議長（中崎和久君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

議長には佐藤正倫君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました佐藤正倫君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

副議長（中崎和久君） ご異議なしと認めます。

よって、佐藤正倫君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました佐藤正倫君が議長におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定による告知をします。

議長就任あいさつ

副議長（中崎和久君） ただいま告知をしました佐藤正倫君からごあいさつがあります。

それでは佐藤正倫君、議長席にお着き願います。

〔議長、副議長と交代〕

議長（佐藤正倫君） 議長に就任のごあいさつを申し上げます。

このたび不肖私、皆様議員各位のご推挙によりまして議会議長の要職を担うことになりました。まことに身に余る光栄でございます。衷心より深く感謝申し上げます。

私は、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議長という責任の重さを一層痛感しているところでございます。皆様方の推選を受けました上は、議会の円滑な運営はもとより、議会活動を通じて、後期高齢者の福祉の向上のために誠心誠意努力をする所存でございます。何とぞ皆様のますますのご支援とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、就任のごあいさつとします。よろしく願いいたします。

一般質問

議長（佐藤正倫君） それでは早速でございますが、日程第5、一般質問を行います。

質問を許します。

川原 清君。

24番(川原 清君) 24番の川原 清でございます。滝沢村選出の議員でございます。

質問の内容は、ずばり後期高齢者医療制度の廃止であります。そしてもとの制度に戻すということこれから質問したいと思えます。

昨年11月の定例会でも同じ趣旨の質問をしておりますが、またかと思ひになるかと思ひますけれども、お許しをいただきたいと思ひます。

さて、この制度は2008年4月から施行されておりますけれども、当初からうば捨て法案とか、末期高齢者医療制度とか言われ、国民の多くから批判が寄せられておりました。特に高齢者からは怨嗟の聲が上がりました。

2008年6月の通常国会では、参議院では廃止法案が当時の野党4党の共同提案で採択をされております。

この制度の問題点は、もう言い古されておりますけれども、1、75歳以上と年齢を区切ったことで本人の保険料の負担率が自動的に上がっていく仕組みであります。2番目には、月額1万5,000円以上の年金受給者からも保険料が天引きをされることあります。問題点の第3として、扶養家族であった人からも新たに保険料がかかる人が出てきたことあります。4番目に県によって保険料に格差があることあります。5番目、その結果として命の格差が生じているということが問題点であります。

一昨年8月の総選挙でもこの問題は争点となり、政権交代が実現をいたしました。その際の民主党のマニフェストには、後期高齢者医療制度を廃止と書かれておりました。政権交代が実現した今日、いつ廃止になるのかと多くの高齢者たちはその日を待っておりました。あれから1年以上が過ぎておりますけれども、廃止の話は遠くなるばかりであります。

最近言われ始めているのは、廃止の先送りなどばかりではなく、廃止後の制度ができるまでは継続が言われております。先ほど連合長のあいさつにもありましたけれども、聞こえてくる話は決して今よりも制度がよくなるような話の内容ではございません。

この医療制度は10年前から施行されました。介護保険制度の大部分をまねてつくられております。後期高齢者医療制度の発足当時のドタバタが介護保険の発足当時のドタバタまで似ております。

11年前を思い起こしますと、新設される介護保険制度の保険料を年金からの天引きは批判が多く、政府と与党は1999年11月に介護保険法の施行直前に見直しをいたしました。保険

料を最初の半年間は徴収せず、その後1年間は保険料を半額だけ徴収することと、差額は国庫で負担することを決めました。このときに保険料の徴収の猶予に対して強硬に反対して、早く保険料を年金から天引きをせよと主張して宣伝カーまで繰り出したのは、当時の菅代表の率いる民主党だったのであります。

その際に民主党は、障害者年金や遺族年金からも介護保険料の天引きには賛成をしながら、2008年6月の参議院では、廃止法案の野党4党の共同提案には先頭を切って提案をしております。介護保険料の年金天引きには賛成をしながら、後期高齢者医療制度の保険料の年金天引きには反対をするという矛盾に気がついておられるでしょうか。ただし、後期高齢者医療制度の廃止の法案の賛成のみは評価がいつているものと思います。

そこで今回の後期高齢者医療制度廃止の先送りは、単なる時間稼ぎばかりであります。時間を引き延ばしただけではなく、国保制度の改悪も含めて新しくより国民にとって今よりも後退する制度であり、その後期高齢者医療制度はその人質になる可能性さえあります。だから即廃止しかありません。そして、かつての老人保健法制度へ戻すことが急がれると思います。老人保健法も決していい法律ではありませんでした。だが今の制度よりはまだまだまじでございませぬ。

廃止の第1の理由は、現在ならば当時の老人保健法の事務経験者、市役所や役場におりますことから、今ならば事務的な問題も含めて間に合います。年月がたてば経験者がいなくなり、事務的にも戻すことも大変困難になります。

廃止の理由の第2は、この法律の根拠法は高齢者の医療の確保に関する法律であります。その第1条には「国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずる」とあり、医療費の抑制が最大の目的になっております。国民の医療を補償することは、国の責任でありますし、その責任の国民への転嫁であります。

廃止の第3の理由は、この制度は保険料が2年ごとに改定され、高齢化率の進行とともに自動的に医療費の増につながります。ただ、国民からの批判が強いことから保険料の軽減措置がとられておりますが、この制度は死亡するまで全員医療費を徴収されるという制度。保険料の抑制を図る場合には、病院へかかることをも抑制せざるを得ないという反人道的な制度であります。

第4には広域連合にも問題があります。高齢者たちの制度への苦情、そのほか相談はすべて各自治体の窓口にやってまいります。事業主体は広域連合と言われても、住民からは広域

連合は遠過ぎます。距離があり過ぎます。それらこれらで住民は制度ばかりではなくして、いろいろな苦情などを持って行き場のないという悲鳴が聞こえております。

以上申し上げましたように、この制度は即廃止をされるべきであり、そしてかつての老人保健制度に戻してから、仕切り直しをしてからでも遅くはないというふうに思います。

以上、廃止を含めての一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

議長（佐藤正倫君） 川口事務局長。

事務局長（川口展世君） 川原清議員のご質問にお答えを申し上げます。

後期高齢者医療制度を即刻廃止して、さきの制度に戻すべきとのお尋ねについてでございますが、現行の高齢者医療制度は、高齢化の進行に伴って高齢者の医療費が増加する中で、国民皆保険を堅持し、将来にわたって持続可能な医療制度とするため、約10年にわたる検討を経て、老人保健制度にかわる制度として平成20年4月から施行されたものであります。

しかしながら、検討の過程において高齢者をはじめ、国民の意見を十分に聞かなかったこと等を背景としまして、年齢による差別的な扱い、後期高齢者という名称、さらには保険料の年金からの天引きなどの問題により、多くの国民から反発を招いたところであります。

このような中、新たな制度の具体的なあり方について検討を行うため、昨年11月に厚生労働大臣の主宰する高齢者医療制度改革会議が設置されております。後期高齢者医療制度は廃止する予定のものでありますが、廃止に当たってはまず現行制度のさまざまな問題点の解消を図り、現政権の1期4年の中で国民の納得と信頼が得られる制度に移行するものとされております。

ご案内のとおり、先般8月20日に新たな制度の基本骨格について中間取りまとめが行われたところであります。現在、高齢者をはじめ、地方自治体や保険者等の関係団体など、広く国民の意見を聞きながら議論を重ねており、年末までに新たな制度の最終取りまとめが行われることとなっております。来年1月には通常国会に関連法案が提出され、2年の準備期間を経て平成25年から新制度がスタートする予定と伺っております。

いずれにいたしましても、後期高齢者医療制度は老人保健制度が抱えていた現役世代と高齢者世代の費用負担のあり方が不明確であったこと、保険者間の保険料負担の公平化が不十分であったこと、老人保健制度を運営する市町村の責任が不明確であることなど、多くの問題点を改善したことについては一定の評価がされているところであります。

このようなことから、国は新たな医療制度は老人保健制度に戻すことなく、現制度の利点は残し、問題点を改め、幅広い国民の納得と信頼が得られる新たな制度を検討していく意向

であると同っているところでございます。

以上、ご質問にお答え申し上げます。

議長（佐藤正倫君） 川原 清君。

24番（川原 清君） 一、二点確認をさせていただきます。

制度そのものを廃止しろといいながら、細かいことを確認するのは気が引けるんですけども、ちょっと確認したい事項がございますので、まず1つは2月の定例会の際に、北上の佐藤ケイ子議員のご質問で、資格証明書については発行を行わないということがございましたが、それについて今後も行わないのかどうかをまず確認をしたいと思います。それが1点。

第2点目は、短期保険証の発行について、これについてのお考えをお聞きしたいと同時に、行うのが行わないのかを含めてご答弁をいただきたいと思います。この制度はかつての老人保健制度にはなかったものでありますので、その点をちょっと確認をさせていただきたいと思います。

議長（佐藤正倫君） 川口事務局長。

事務局長（川口展世君） それでは、川原議員の再質問ということで2点ばかりご質問がございました。

資格証明書の発行でございます。これについては、平成20年4月からスタートいたしましたが、現在まで発行はされておられません。これ発行しないというのは、やはり高齢者のいろいろな状況等を踏まえまして、国のほうで原則発行しないという、そういう通知を各広域連合に出されておりますので、それに基づいて全国でも発行されていないという状況でございます。今後もこの点につきましては発行はされないというふうに理解しているところでございます。

それから、短期保険証の発行についてでございますが、これについては保険料をやはり何らかの事情で納めることができないという場合に、一定の納付相談をさせていただきまして、その中で分割納付とか、あるいは分納誓約、そういうものをしていただければ出すものではないわけでありまして、納付等がない場合に、猶予期間は6カ月ぐらいの期間ではございますけれども、一応そういう期間を定めて発行させていただいているということで、今現在10月末で大体600件弱の短期証発行数が県内ではございます。これについては、その都度機械的に発行するわけではなくて、必ずご本人と面談をした上で、どのような状況であるか、即病院にかかるような状況であるかどうか、そういうことも十分にご相談申し上げながら発行させていただいている状況でございます。命にかかわるような状況等あれば、その

ところは市町村の判断によりますけれども、その高齢者の状況を踏まえまして発行しているということでございます。

以上でございます。

議長（佐藤正倫君） よろしいですか。

以上で、川原 清君の質問を終わります。

認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐藤正倫君） 日程第6、認定第1号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

事務局長（川口展世君） お手元に配付してございます議案書をご覧いただきたいと思っております。

1ページをお開きいただきたいと思っております。

認定第1号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定」につきまして、その概要をご説明申し上げます。

この議案書のほかに、別冊でございますけれども平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出の決算書でございますけれども、1ページから8ページをご覧いただきたいと思っております。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の意見を付して議会の認定を受けるため提出するものであります。

5ページから6ページをお開きいただきたいと思っております。

一般会計の歳入総括表であります。

歳入でありますけれども、予算現額15億2,191万8,000円に対しまして、収入済額は15億2,110万816円でございます。予算額に対する収入済額の比率は99.94%でございます。

7ページから8ページをお開き願います。

一般会計の歳出総括表であります。

歳出でございますけれども、予算現額15億2,191万8,000円に対しまして、支出済額は15

億808万2,698円でございます。執行率は99.09%であります。不用額は1,383万5,302円となっております。

戻っていただきまして、4ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年度の歳入歳出決算書でありますけれども、下段に記載してございますが、この結果、歳入歳出差引残額でありますけれども、剰余金ということでございますが1,301万8,118円となっております。

詳細につきましては、事務局の会計管理者兼会計室長からご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（佐藤正倫君） 当局からの提案理由の説明が終わりました。審議に先立ち、会計管理者から、平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の概要について説明があります。

浅沼会計管理者。

会計管理者兼会計室長（浅沼和明君） それでは、平成21年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書につきまして、その概要をご説明申し上げます。

お手元にお配りしている平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書をご覧いただきながら、お聞き取り願いたいと存じます。

決算書の9ページから20ページまでの事項別明細書となります。

歳入につきまして、収入済額を読み上げてご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金は2億776万8,000円となっており、1項負担金も同額であります。当広域連合規約に基づく、事務局運営に要する事務費や職員の人件費などの共通経費に係る市町村の負担金であります。

2款国庫支出金は12億8,970万9,499円、1項国庫負担金が166万900円となっております。保険料不均一賦課に係る国庫負担金であります。

2項国庫補助金が12億8,804万8,599円となっております。保険料の軽減措置などに係る国庫補助金であります。

3款県支出金は166万900円となっており、1項県負担金も同額となっております。保険料不均一賦課に係る県負担金であります。

4款財産収入は384万9,553円となっており、1項財産運用収入も同額となっております。後期高齢者医療制度臨時特例基金の預金利子が主な収入であります。

6款繰入金金は851万円となっております。財政調整基金からの繰入金であります。

7 款繰越金は817万7,582円となっております。前年度からの繰越金であります。

8 款諸収入は142万5,282円、1 項預金利子が7万2,881円となっております。歳計現金の運用に係る預金利子であり、歳入の割合によりまして特別会計と按分して計上しております。

2 項雑入が135万2,401円となっており、3 目雑入も同額となっております。事務局職員用に借り上げしている住宅の使用に係る職員の自己負担分が主な収入であります。

歳入合計は、予算現額15億2,191万8,000円に対しまして、調定額は15億2,110万816円で、収入済額も同額であります。不納欠損額、収入未済額はありませんでした。

次に、歳出につきまして、支出済額を読み上げてご説明申し上げます。

決算書の15ページからとなります。

1 款議会費は130万5,515円であります。

2 款総務費は15億345万5,383円、1 項総務管理費が15億338万73円、不用額804万3,927円となっております。後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金及び派遣職員23名分の人件費相当額を派遣元市町村に支払う負担金が主な支出であります。

3 項監査委員費が7万5,310円あります。

3 款民生費は332万1,800円となっており、1 項社会福祉費も同額となっております。保険料不均一賦課に係る財源補てんのための特別会計への繰出金であります。

歳出合計は、予算現額15億2,191万8,000円に対しまして、支出済額15億808万2,698円、不用額1,383万5,302円あります。

以上で一般会計歳入歳出決算について説明を終わります。

なお、決算書のほかにお手元に主要施策の成果に関する報告書を提出しておりますので、あわせてご参照いただきまして、よろしくご説明申し上げます。

議長（佐藤正倫君） 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

浅沼代表監査委員。

代表監査委員（浅沼信一君） それでは、平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計の決算審査報告を申し上げます。

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項の規定に基づき、審査に付されました平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算につきまして、去る7月27日、岩手県自治会館会議室において決算審査を実施いたしました。その結果につきまして、広域連合長あてに審査意見を提出いたしましたので、その概要をご報告いたします。

それでは、別冊となっております決算審査意見書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

審査に当たりますには、関係法令に準拠して調製されているか、決算書類の計数が正確であるか、予算の執行状況が適正に行われているかなどにつきまして審査を行ったところでございます。審査の方法などにつきましては、記載のとおりでございます。

また、歳入歳出決算等につきましては、ただいま会計管理者から説明がございましたので、私からは省略させていただきます。

審査の結果につきましては、いずれも地方自治法、同法施行令など、関係法令の定めるところにより、適正に調製されているものと認められました。

また、決算書及び関係書類の計数は、関係書類などによって照合した結果、正確であり、会計処理手続につきましても適正であると認めたところでございます。

予算の執行につきましては、関係法令及び予算の議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

審査に関する詳細につきましては、お手元の審査意見書に記載いたしているとおりでございます。

以上で平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計決算審査意見の概要につきましてご報告を終わらせていただきます。

以上でございます。

議長（佐藤正倫君） 監査委員からの決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第1号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤正倫君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤正倫君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第1号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐藤正倫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定することに決しました。

認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐藤正倫君） 日程第7、認定第2号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

事務局長（川口展世君） それでは、議案書2ページをお開き願います。

認定第2号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」につきましてその概要をご説明申し上げます。

また、別冊となっております平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算書の21ページから28ページをご覧願います。

25ページから26ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計の歳入総括表であります。

歳入であります。予算現額1,326億6,038万3,000円に対しまして、収入済額は1,338億4,620万5,609円でございます。予算額に対する収入済額の比率は100.89%でございます。

27ページから28ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計の歳出総括表であります。

歳出であります。予算現額1,326億6,038万3,000円に対しまして、支出済額は1,294億5,105万3,263円でございます。不用額は32億932万9,737円となっております。

ページを戻っていただきまして、24ページをお開き願います。

平成21年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書でありますけれども、下段に記載してございますが、その結果、歳入歳出差引残額であります剰余金は43億9,515万2,346円となっております。

詳細につきましては、事務局の会計管理者からご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（佐藤正倫君） 審議に先立ち、会計管理者から平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明があります。

浅沼会計管理者。

会計管理者兼会計室長（浅沼和明君） 平成21年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきまして、その概要をご説明申し上げます。

一般会計に引き続き、お手元にお配りしている歳入歳出決算書をご覧いただきながらお聞き取り願いたいと存じます。

決算書の29ページから52ページまでの事項別明細書となります。

歳入につきまして収入済額を読み上げてご説明申し上げます。

1 款市町村支出金は205億9,569万7,579円、1 目事務費負担金が2億7,511万9,000円となっております。当広域連合規約に基づく制度運営に要する事務費などの共通経費に係る市町村の負担金であります。

2 目保険料等負担金が100億4,161万7,399円、1 節保険料負担金が74億6,774万8,700円となっております。法令及び当広域連合規約に基づく被保険者から徴収した保険料に係る市町村の負担金であります。

2 節保険基盤安定負担金が25億7,206万2,899円となっております。保険料軽減措置に係る市町村の負担金であります。

3 節延滞金負担金は180万5,800円となっております。保険料の納付が遅れた被保険者から徴収した延滞金に係る市町村の負担金であります。

3 目療養給付費負担金が102億7,896万1,180円となっております。法令及び当広域連合規約に基づくその市町村に住所を有する被保険者の医療に用いた経費の12分の1に相当する市町村の負担金であります。

2 款国庫支出金は446億4,851万9,756円であります。

1 項国庫負担金が312億7,410万3,424円、1 目療養給付費負担金が310億3,577万9,908円、2 目高額医療費負担金が2億3,832万3,516円となっております。医療給付に係る国庫負担金であります。

2 項国庫補助金が133億7,441万6,332円、1 目調整交付金は132億9,860万8,000円となっております。広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡を是正するための国からの交付金であります。

2目保健事業費補助金が5,263万1,223円となっております。1節健康診査費補助金は4,245万2,000円、2節医療費適正化事業費補助金が1,017万9,223円であります。

3目高齢者医療制度円滑運営補助金が2,317万7,109円となっております。保険料軽減措置に係る国庫補助金であります。

3款県支出金は104億892万7,449円となっており、1項県負担金も同額であります。

1目療養給付費負担金が101億7,060万3,933円、2目高額医療費負担金が2億3,832万3,516円となっております。医療給付に係る県負担金であります。

4款支払基金交付金は534億6,473万9,000円となっております。医療給付に係る若年層からの支援金として、社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

5款特別高額医療費共同事業交付金は1,198万7,771円となっております。著しく高額な医療費を共同で負担するための制度に係る国保中央会からの交付金であります。

8款繰入金は10億2,658万8,713円、1項一般会計繰入金が332万1,800円、2項基金繰入金が10億2,326万6,913円となっております。保険料軽減措置などの財源補てんに係る後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金であります。

9款繰越金は35億3,037万9,857円、前年度からの繰越金であります。

11款諸収入は1億5,936万5,484円となっております。2項預金利子は1,100万5,427円で、歳計現金の運用に係る預金利子であります。3項雑入は1億4,836万57円あります。交通事故などに伴う損害賠償に係る第三者納付金が主な収入となっております。

以上、歳入合計は、予算現額1,326億6,038万3,000円に対しまして、調定額は1,338億4,620万5,609円で、収入済額も同額であります。不納欠損額、収入未済額はありませんでした。

次に、歳出につきまして支出済額を読み上げてご説明を申し上げます。

決算書の43ページからとなります。

1款総務費は3億2,091万1,709円、1項総務管理費が3億2,047万8,177円、不用額3,079万4,823円となっております。後期高齢者医療制度に係る各種業務委託料や電算処理システム借上料などが主な支出となっております。また、不用額の主な内容は、13節委託料において2,358万7,450円となっており、レセプトなど情報管理及び電算処理システム運用業務委託契約料の差金などによるものであります。

2項賦課徴収費が43万3,532円となっており、被保険者の情報提供業務委託料が主な支出であります。

2 款保険給付費は1,268億1,906万6,142円、1 項療養諸費が1,226億1,115万7,694円、1 目療養給付費が1,218億9,185万56円、不用額13億1,630万5,944円となっております。不用額は医療費が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

2 目訪問看護療養費は2 億1,358万7,094円、3 目移送費は2 万7,200円、4 目審査支払手数料は5 億569万3,344円となっております。診療報酬などの審査支払に係る手数料であります。

2 項高額療養諸費は38億7,082万8,448円となっており、1 目高額療養費は38億6,932万1,274円、2 目高額介護合算療養費は150万7,174円となっております。

3 項その他医療給付費が3 億3,708万円となっており、1 目葬祭費も同額となっております。死亡した被保険者1 人当たり3 万円を葬祭費として支出したものであります。

3 款財政安定化基金拠出金は1 億583万8,114円となっております。県が設置している後期高齢者医療財政安定化基金への拠出金であります。

4 款特別高額医療費共同事業拠出金は960万7,465円となっております。著しく高額な医療費の発生による財政の影響を緩和するために、制度を運営する国保中央会に対する拠出金であります。

5 款保健事業費は1 億4,438万3,532円となっており、1 項健康保持増進事業費も同額となっております。

1 目健康診査費が1 億3,933万682円となっており、市町村と共同実施した被保険者の健康診査に係る補助金が主な支出であります。

2 目健康保持増進事業費が505万2,850円となっており、人間ドックを実施した市町村への補助と健康増進普及啓発用小冊子など作成業務委託料であります。

9 款諸支出金は20億5,124万6,301円となっており、1 目還付加算金は3 万1,200円、2 目償還金は20億2,628万960円となっております。平成20年度の療養給付費負担金などについては、平成21年度に確定することから、これの清算に伴う返還金であります。

3 目保険料還付金は2,193万6,150円、4 目高額療養費特別支給金は299万7,991円となっております。

歳出合計は予算現額1,326億6,038万3,000円に対しまして、支出済額1,294億5,105万3,263円、不用額32億932万9,737円となっております。

以上で後期高齢者医療特別会計決算について説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤正倫君） 引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

浅沼代表監査委員。

代表監査委員（浅沼信一君） それでは、平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の決算審査報告を行います。

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項の規定に基づき、審査に付されました「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」につきまして、去る7月27日、岩手県自治会館会議室において決算審査を実施いたしました。その結果につきまして、広域連合長あてに審査意見を提出いたしましたので、その概要をご報告いたします。

それでは、別冊となっております決算審査意見書の1ページをご覧くださいと存じます。

審査に当たりましては、関係法令に準拠して調製されているか、決算書類の計数が正確であるか、予算の執行状況が適正に行われているかなどにつきまして審査を行ったところであります。

審査の方法などにつきましては記載のとおりでございます。

また、歳入歳出決算等につきましては、ただいま会計管理者から説明がございましたので、私からは省略させていただきます。

審査の結果につきましては、いずれも地方自治法、同法施行令など、関係法令の定めるところにより適正に調製されているものと認められました。

また、決算書及び関係書類の計数は、関係書類などによって照合した結果、正確であり、会計処理手続につきましても適正であると認めたとところでございます。

予算の執行につきましては、関係法令及び予算の議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

後期高齢者医療制度は、国においては平成24年度末で廃止することとされ、平成25年から新たな制度へ移行する方向で検討が進められているところでありますが、広域連合は現制度適用期間、保険者としての責務を十分果たすことはもとより、今後とも被保険者の方々が不安や混乱を招くことなく安心して医療を受けることができるよう、広域連合構成市町村が連携して機能強化に取り組み、経費の節減を図りつつ、安定的かつ着実な医療制度の運営に努め、厳正な執行に万全を期する取り組みを要望するものであります。

審査に関する詳細につきましては、お手元の審査意見書に記載をいたしているとおりでご

ざいます。

以上で、平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算審査意見の概要につきましてご報告を終わらせていただきます。

議長（佐藤正倫君） 監査委員からの決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第2号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

12番、浅沼幸雄君。

12番（浅沼幸雄君） 決算書の43、44ページになりますが、歳出の1款1項1目13節の委託料、先ほどの事務局の説明で不用額は業務委託料等の差金であるというふうに今伺ったのですが、予算現額から見た不用額が大体10%ぐらいとなっているのですが、これは適用欄全般に大体10%ぐらいということなのか、それとも例えば大きな差金が生じたものなののかについてお伺いしたい。

議長（佐藤正倫君） 川口事務局長。

事務局長（川口展世君） 不用額ということでしたが、先ほど委託料の部分につきましては、確かに例えばレセプトを業者のほうに二次点検ということを出しているわけですが、そういった部分の契約が入札することによって、この差額が出ておりました。

〔発言する声あり〕

事務局長（川口展世君） 一番大きいのはこの中でいえば、先ほど申し上げましたけれども、二次点検のこの業務の部分の委託、私の記憶で2,000万円ぐらい下がっている部分があったので、これが一番大きな要因であるというふうに思っております。

議長（佐藤正倫君） 浅沼幸雄君。

12番（浅沼幸雄君） わからないから聞いているのですが、その二次点検の委託料によって2,000万円ぐらいの不用額が出ているということなのですか、これは実績によって変化するということなのでしょうか。そのところもちょっと詳しくお願いします。

議長（佐藤正倫君） 局長。

事務局長（川口展世君） レセプト点検につきましては、何社かの業者が入札をかけるので、その差が出てきております。ただ、その金額が下がったことによって、レセプトの財政効果がいわゆる下がるとか、そういうことはございませんで、いわゆる業者間でのそういう

た入札の差額の分が下がったというふうにご理解をいただきたいと思いますが。

議長（佐藤正倫君） 浅沼幸雄君。

12番（浅沼幸雄君） そうしますと二次点検は、決算で5,600万というふうになっていますが、これ2,000万払ったということは20年度は7,600万ぐらいで予算、決算していたものが21年度においてはその2,000万ぐらい下がったというふうに理解してよろしいですか。

議長（佐藤正倫君） 川口事務局長。

事務局長（川口展世君） そういうご理解でよろしいかと思ます。

議長（佐藤正倫君） 浅沼幸雄君。

12番（浅沼幸雄君） わかりましたが、そこで気になるのは、ほかの委託料に関してはどうなのかということなのです。私も自分のところの議会でよく行ったときに、どうにかならないのかという話をするのですが、どういう委託の仕方をしているかによっても変わってくると思うのですけれども、ここの委託料の部分というのは、この後期高齢者の連合の中でも結構金額はそんなに多くないかもしれませんが、動かせるところではないかなと、経費の節減になるところではないかなといつも思っているのですけれども、先ほど説明のあった二次点検の部分は7,600万が5,600万になったということなのですけれども、ほかのところもそういうところも見直すとか、いろいろな委託方法とか検討する必要はないのかということをご質問したいと思います。

議長（佐藤正倫君） 川口事務局長。

事務局長（川口展世君） 委託の見直しということでございますけれども、当広域連合としても予算を組むに当たっては、各市町村から負担金をいただいておりますので、そういう部分については鋭意少ない金額でできるように努力はしております。

そういうことも踏まえながら、今回二次点検の部分は下がったということもございまして、今後も引き続きそういう委託については鋭意努力をさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤正倫君） そのほかありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤正倫君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤正倫君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第2号「平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は、認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐藤正倫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定することに決しました。

ここで、代表監査委員が退席いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時01分

議長（佐藤正倫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第8号から議案第16号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐藤正倫君） 日程第8、議案第8号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」から日程第16、議案第16号「平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて」まで一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

事務局長（川口展世君） 議案第8号から議案第16号まで9件の専決処分に関し承認を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

議案書の3ページから4ページ及び5ページから6ページをご覧ください。

議案第8号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正

する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」及び議案第9号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」でございます。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部を改正する法律が平成22年6月29日に公布され、平成22年6月30日に施行されたことに伴いまして、職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の要件緩和や3歳児未満の子を有する職員等の時間外勤務の制限について定めるとともに、所要の規定の整備を行うものであります。

なお、各市町村におきましては既に所要の規定の整備を行っているものでございます。

平成22年6月29日に専決処分を行ったものであります。

なお、次のご説明から「岩手県後期高齢者医療広域連合」という組織名につきましては省略させていただきたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

次に、議案第10号「後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」でございます。

議案書の7ページから8ページでございます。

平成20年度から行われた被用者保険の被扶養者であった者に係る9割の軽減措置及び所得の少ない者に係る8.5割の軽減措置が平成22年度も継続されることに伴いまして、所要の規定の整備を行うものであります。

平成22年3月31日に専決処分を行ったものであります。

次に、議案書の9ページから10ページをご覧ください。

議案第11号「後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」でございます。

第10号議案と関連するものでございますが、平成22年度もこれまでと同様に保険料を軽減することとなり、その財源についても国の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により措置されることとなりましたことから、所要の整備を行うものでございます。

平成22年4月1日に専決処分を行ったものであります。

11ページから12ページ、それから13ページから14ページをお開きいただきたいと思います。

議案第12号、議案第13号でございますが、「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議の専決処分に関し

承認を求めることについて」でございます。

平成22年4月1日に設置された岩手北部広域環境組合、それから平成22年10月1日に設置された雫石・滝沢環境組合、これらを岩手県市町村総合事務組合に加入させ、岩手北部広域環境組合並びに雫石・滝沢環境組合の常勤職員に係る退職手当の支給に関する事務及び議会の議員、その他非常勤職員に係る災害補償に関する事務を岩手県市町村総合事務組合において共同処理することに伴いまして、所要の規定の整備を行うものであります。

平成22年6月1日並びに平成22年9月13日に専決処分を行ったものでございます。

次に、15ページから17ページをご覧くださいと思います。

議案第14号「平成21年度一般会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについて」でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億1,514万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ15億2,191万8,000円とするものであります。

議案書の16ページから17ページをお開き願います。

補正額の欄をご覧ください。

平成22年度分の低所得者及び被扶養者の軽減措置に係る高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の交付に伴いまして、所要額の補正を行ったものであります。歳入につきましては、国庫支出金等は11億1,514万2,000円であります。歳出につきましては、総務費11億1,514万2,000円は後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金等でございます。

平成22年3月30日に専決処分を行ったものであります。

次に、議案第15号でございます。

議案書の18ページから20ページをご覧くださいと思います。

議案第15号「平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについて」でございます。

本補正予算は歳入歳出予算の総額からそれぞれ9億5,006万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,326億6,038万3,000円とするものであります。

議案書の19ページから20ページをご覧くださいと思います。

補正額の欄でございます。

療養給付費等の所要額の確定の見込みによりまして減額を計上するものであります。この財源として歳入に歳出充当特定財源の減額について所要額の補正を行ったものであります。

平成22年3月30日に専決処分を行ったものであります。

議案第16号であります。

21ページから23ページをご覧くださいと思います。

議案第16号「平成22年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて」でございます。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億6,556万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,390億1,045万9,000円とするものであります。

議案書の22ページから23ページをお開き願います。

補正額の欄でございます。

低所得者及び被扶養者に係る保険料の軽減措置のために、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰り入れを行ったほか、平成21年度に社会保険診療報酬支払基金から交付を受けました後期高齢者交付金が保険給付費の確定に伴いまして、超過交付された部分を返還する必要があるため、所要額の補正を行ったものであります。

平成22年6月29日に専決処分を行ったものであります。

以上、議案第8号から議案第16号まで9議案につきましてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（佐藤正倫君） これより議案審議を行います。

議案第8号から議案第16号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤正倫君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤正倫君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第8号から議案第16号までの9件を一括採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐藤正倫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第16号までは承認することに決しました。

議案第17号及び議案第18号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐藤正倫君） 日程第17、議案第17号「平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」から日程第18、議案第18号「平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

事務局長（川口展世君） 議案書24ページから26ページをご覧くださいと思います。

議案第17号「平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」についてでございます。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,201万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億2,490万5,000円とするものであります。

議案書の25ページから26ページをお開き願います。

補正額の欄をご覧くださいと思います。

平成21年度決算におきまして剰余金が発生いたしましたことから、財政調整基金への積立金の増額及びその他の所要額の補正を行うものであります。

続きまして、議案第18号でございます。

議案書の27ページから29ページでございます。

議案第18号「平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてでございます。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ26億6,078万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,416億7,124万6,000円とするものであります。

議案書の28から29ページをお開き願います。

補正額の欄をご覧くださいと思います。

先ほどの一般会計と同様、特別会計決算に伴いまして剰余金が確定したため、平成21年度決算剰余金の繰越金への増額と平成21年度の療養給付金について、国、県、市町村への返還金が生じることなどから、所要額の補正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐藤正倫君） これより議案審議を行います。

議案第17号から議案第18号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤正倫君） ないようでありますので、これをもって質疑を終わります。

ご意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤正倫君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第17号から議案第18号を一括採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐藤正倫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号から議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐藤正倫君） 日程第19、議案第19号「岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

谷藤広域連合長。

広域連合長（谷藤裕明君） ただいま上程されました議案第19号につきましてご説明申し上げます。

岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてでございますが、識見を有する者から選任しております浅沼信一監査委員から辞任届が提出されましたことから、後任といたしまして、盛岡市代表監査委員であります武田牧雄氏を適任と考え、選任したいと存じますので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。何とぞ満場のご賛同を賜りますようお願いいたします。

議長（佐藤正倫君） お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐藤正倫君） ご異議なしと認めます。

これより議案第19号「岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

議長（佐藤正倫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は同意することに決定いたしました。

閉会の宣告

議長（佐藤正倫君） 以上をもって日程は全部終了いたしました。

これをもって今期定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ご苦労さまでございます。

閉会 午後 3時18分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 佐 藤 正 倫

副 議 長 中 崎 和 久

署 名 議 員 古 舘 章 秀

署 名 議 員 工 藤 由 春